

事務センターだより



第 8 号

H28.11.21

文責 鶴山 (山田小)

早いもので、2学期も残り1か月程となりました。学期末へ向けにお忙しいことと思います。寒くなってきましたので、体調管理には十分気をつけたいですね。

年末調整&確定申告



☆年末調整の結果の精算について

- (1) 過納額の精算:12月28日(水)に本人口座に振り込み予定です。
- (2) 不足額の精算:不足額は1月給与[1月20日(金)支給分]から徴収予定です。
- (3) 再調整については、12月12日(月)まで受け付けます。修正等ある場合は、分かった時点ですぐに報告をお願いします。

☆確定申告について

多額の医療費を支払ったり、平成28年中に住宅をローンで購入された方で、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

○相談及び申告書の受付期間(確定申告期間)○

平成29年2月16日(木)～3月15日(水)

※還付申告は上記の期間以前でも可能です。

☆多かった間違いを裏面に記載しています

今後の出張計画について



今年度も残り4か月あまりとなりました。過不足調査の方でも、熊本地震の影響により旅費の追加要求は緊急かつやむを得ない事情がある場合にのみしか配当されません。

今年度から事務センター連携校間で(小学校のみ)旅費予算の配当変更ができるようになりました。12月中に予算の配当について検討を行う予定です。

これから研究発表会等のお知らせがたくさん届くと思います。参加を希望する研究発表会等がございましたら、お早目に管理職・事務職員までお知らせください。



期末勤勉手当に関するお知らせ



12月9日(金)は期末勤勉手当支給日です。

期末勤勉手当の支給率は

	平成28年度	
	6月	12月
期末手当	1.225 (0.650)	1.375 (0.800)
勤勉手当	0.80 (0.375)	0.80 (0.375)
合計	4.2 (2.2)	

※ 臨採の先生や平成28年6月2日から平成28年12月1日の間に育休等休職期間がある方は勤務期間により支給率に相違があります。()内は再任用職員の割合です。詳しくは事務職員までお尋ねください。



阿蘇市特色ある学校教育活動補助金について

阿蘇市特色ある学校教育活動補助金とは、各小・中学校が、児童・生徒の個性を伸ばし、感謝する心や郷土を愛する心などの豊かな心を育てるとともに、たくましく生きていく力を体得させるための経費の補助を阿蘇市が行うものです。主に三つの項目に分かれています。

- ① 児童生徒の体験活動
(体験活動・長期自然体験活動)
- ② 地域に根ざした教育活動
(学校環境の整備・学校や地域の伝統等を継承するための教育活動等)
- ③ 学校部活動の育成・充実
(大会参加料・部活用具等)

以上の三つを年度の初めに計画しています。



☆先生方へのお願い☆

この特色ある学校教育活動補助金の執行期限は、翌年の2月までです。年度当初に計画したものの、まだ行っていない体験活動等は、ありませんか?必ず2月までには、計画した内容が終わるよう執行の方を事務職員と連絡を取りながら行って下さい。また、部活動等の消耗品等で購入したいものがある場合も事務職員にご相談ください。

よくある間違い

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

フリガナの書き忘れ

保・配特



所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
給与の支払者の法人番号	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

続柄の記入漏れ

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険料控除額	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	続柄	新・旧	控除額
	一般の生命保険料	①				新・旧	円
	介護医療保険料	②				新・旧	円
	個人年金保険料	③				新・旧	円
		④				新・旧	円
		⑤				新・旧	円

計 算 式 I (新保険料等用) ※

A, C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A, C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額
20,001円から40,000円まで	A, C又はD×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	A, C又はD×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

計 算 式 II (旧保険料等用) ※

20,000円以下	A, C又はDの金額	25,000円以下	B又はEの金額
20,001円から40,000円まで	A, C又はD×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	A, C又はD×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	給付の区分	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
				円
				円
				円
				円

小規模企業共済等掛金

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
個人型又は企業型年金加入者掛金	円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)	円

保険料控除申告額の上限

- 一般新 8万円
- 一般旧 10万円
- 介護 8万円

以上を超えた証明書は記入不要です。

記入漏れ

生命保険料がある場合は必須

記入ミス (名前・元号漏れ)

正しい例 阿蘇 太郎

支払開始日 H29. 1. 1

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。